

# 基金情報

No.162

平成27年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskn.com>

## 平成27年度・主要事業概況

事項	6月末数	対前月増減数	事項	6月末数(累計)	
事業所数(件)	214	0	年金掛金	調定額(円) 325,484,290	
加入員数(人)	男子	4,165	3	収納額(円) 321,983,480	
	女子	2,116	-6	収納率 98.92%	
	計	6,281	-3	事務費掛金調定額(円) 7,601,196	
平均標準給与月額(円)	男子	338,329	-349	資産運用	信託資産額(時価) 306億3,220万円
	女子	232,394	143	修正総合利回り 0.74%	
	計	302,641	-98	ベンチマーク差 -1.32%	
受給者数(人)	6,473	8	慶弔金の支給件数・金額	18件31万円	
平均年金額(円)	530,914	138	年金相談件数	83件	

## 適用関係

## 「算定基礎届」のご提出ありがとうございました

平成27年度分の「算定基礎届」のご提出にあたり、お忙しい中、事業主ならびに事務ご担当者の皆様のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当基金分の算定基礎届「確認(決定)通知書」につきましては、8月10日以降、順次発送を予定しておりますので、通知書がお手元に届きましたら必ず決定内容をご確認ください。

## 【月額変更予定者】

算定基礎届ご提出時に8・9月の「月額変更予定者」として算定基礎の対象外だった方は、「月額変更届」を忘れずにご提出ください。また、月額変更予定者が月額変更の要件を満たさず「月額変更不該当」となった場合は、「算定基礎届」の提出が必要となります。

## 算定基礎届等の「確認(決定)通知書」について

ご提出された届書の通知書がすべてお手元に届いているか、決定内容に誤りがないかなど必ずご確認ください。また、年金事務所・健康保険組合・基金それぞれの通知書の決定内容が一致しているかも、あわせてご確認ください。算定基礎届にて決定された等級は、9月に適用され10月中旬にお送りする納入告知書から反映されますので、ご留意ください。

## 適用関係

## 厚生年金保険(国)の保険料率引き上げについて

厚生年金保険の保険料率は、平成16年の年金改正法によって、平成29年まで上限を18.300%として毎年0.354%ずつ引き上げられることとなっており、本年も9月分の保険料(10月告知分)から17.828%(現行17.474%)となります。

当基金に加入している場合の厚生年金保険料率は17.828%のうち3.8%(免除保険料率)は基金に納め、残りの14.028%(現行13.674%)を国(年金事務所)に納めることとなります。

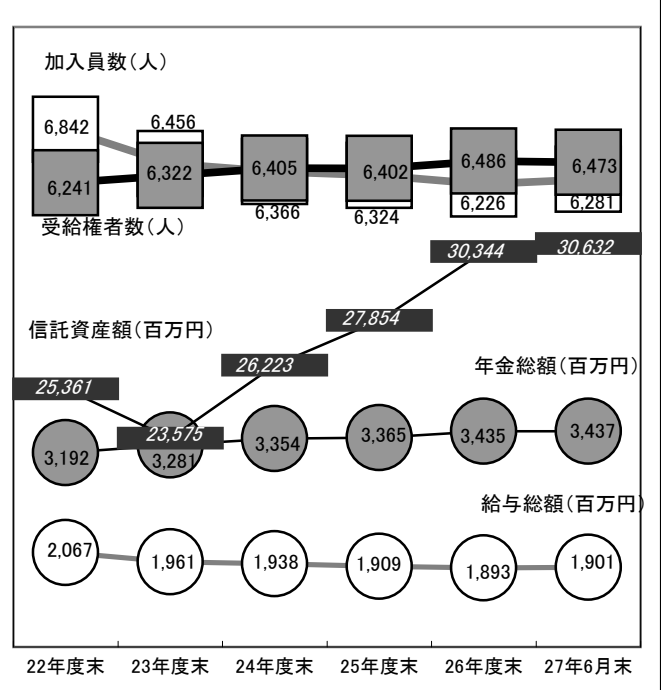
この引き上げに伴う当基金の掛金率の変更はありません。等級別の保険料は「掛金額表(平成27年9月1日改訂版)」をご覧ください。変更後の保険料率で計算された保険料は、平成27年10月中旬に年金事務所から送付される納入告知書から反映されます。

## 事業主の皆様へ

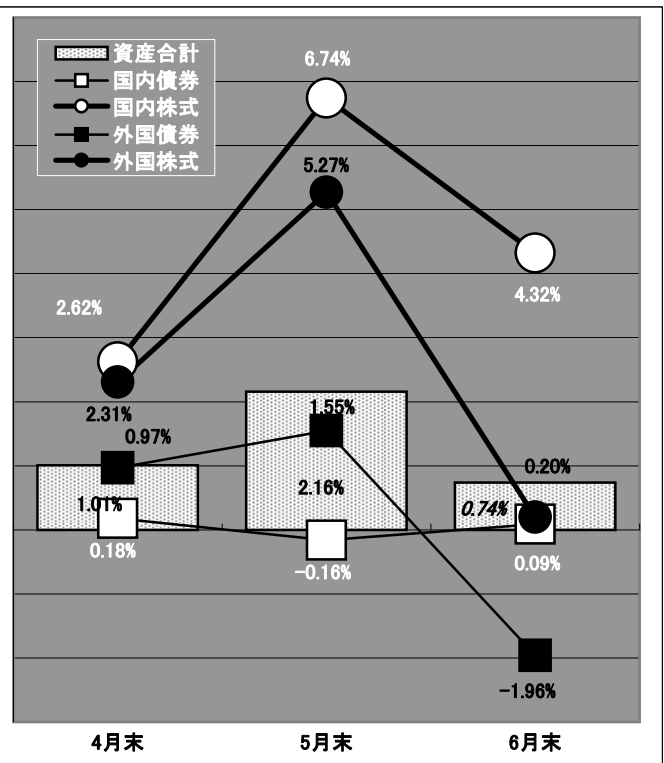
このたびの日本年金機構における個人情報の一部流失により、個人情報が流失した方につきましては日本年金機構より「基礎年金番号」を変更したうえで、新しい「基礎年金番号」が後日郵送にて通知されます。それに伴い、該当者がいる事業所には該当する方の氏名・変更後の「基礎年金番号」が日本年金機構より通知されます。「基礎年金番号」の変更は国との記録突合せ業務に関連する内容となりますので、「基礎年金番号」に変更があった方がおられましたら必ず当基金へご連絡いただきますようお願いいたします。

解散に係る「同意書」のご提出にご協力をお願いいたします。(ご提出期限：平成27年9月30日)

**主要事業の推移**



**年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成27年度>**



**【お願い】**

当「基金情報」を加入員の皆様にもご高覧いただけますようご配慮方よろしくお願い申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご活用ください  
<http://www.glskkn.com>

**8月の予定**

14日 告知書(7月分)発送  
 10日～「算定基礎届」確認通知書発送

※ 8月分の適用関係書類の切は9月8日で

**【慶弔金の種類】**

- ◇ 弔 慰 金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

**【給付金額】**

- ◇ 弔 慰 金 (遺族へ支給)  
 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円  
 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)  
 加入期間 3年以上・・・1万円

**【請求手続】**

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

**【権利の消滅】**

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

**年金の確実なお受取りのために**

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡がないと、裁定請求書がご本人に届かず、年金のお受取りができないことがあります。年金を確実に受取りいただくために、住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡するよう、ご退職される方へお知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

**年金相談についてお願い**

従来、年金額などのご相談につきましては、お電話でもお答えしておりましたが、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただいております。事務ご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

**掛金は完納しましょう**

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末の自動引き落としとなります。  
 納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。  
 <<口座振替銀行>>  
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。  
 詳しくは当基金までお問合せください。

\* 7月分の掛金納入期限は、平成27年8月31日となりますので、ご協力お願いいたします。

**設立事業所の異動(規約変更関係等)・6月処理分**

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	電気硝子工業会	有岡 雅行 氏	H27.6.24
代表者変更	㈱協立製作所	長谷川 潤 氏	H27.6.22